

議案第 3 号

市川市税条例の一部改正について

市川市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 6 月 1 1 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市税条例の一部を改正する条例

市川市税条例（昭和 2 9 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 4 条第 2 項中「及び扶養親族」の次に「(年齢 1 6 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 1 6 歳未満の者に限る」に改める。

附則第 5 条第 1 項中「及び扶養親族」の次に「(年齢 1 6 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

附則第 6 条中「令和 4 年度」を「令和 9 年度」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第 6 条の改正規定 令和 4 年 1 月 1 日

(2) 第 2 4 条第 2 項及び第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項の改正規定並びに附則第 5 条第 1 項の改正規定並びに次項の規定 令和 6 年 1 月 1 日

(経過措置)

2 前項第2号に掲げる改正規定による改正後の市川市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

理 由

地方税法等の改正に伴い、個人の市民税について、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の適用期限を延長するとともに、均等割及び所得割の非課税の範囲に係る扶養親族の範囲を見直すほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。